

## アルミニウム製建具（コンクリート系下地および鉄骨下地） ②B種

### 1. 評価対象

「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標仕」という。）令和4年版16章2節に規定するアルミニウム製建具のB種とし、一般的な環境におけるビル用建具とする。したがって、新たに形材を製作するもの、金属カーテンウォール、防音サッシ等は、対象外とする。なお、耐風圧性、気密性および水密性の等級は、以下による。

細目	耐風圧性	気密性	水密性
①A種	S-4	A-3	W-4
②B種	S-5		
③C種	S-6	A-4	W-5

### 2. 品質・性能等

- (1) 品質・性能について、「評価内容（別紙）」の項目を確認している。
- (2) 主要な資材について、材質および資材メーカーから申請者の製造所への納入ルートを確認している。
- (3) 性能について、実施要領に規定する試験機関による試験結果等で確認している。

### 3. 名簿の「詳細事項」に関する注意事項

- (1) 材料の開閉方法による種類、性能等級等の詳細は、「評価名簿詳細事項」として掲載している。
- (2) 「開閉方法による種類」、「引違ひ製作可能最大寸法」は、申請者の申請のとおり示してしている。
- (3) 「性能等級」は、引違ひの試験性能を示しており、引違ひがない場合は、その他の代表的な開閉方法の試験性能を示している。
- (4) 注意書きの「開閉繰返し性能 3万回」については、掃き出し窓について示している。

## 評価内容（別紙）

## アルミニウム製建具（コンクリート系下地および鉄骨下地）

②B種

1

項目		品質・性能		備考	
付帶品	水切り、結露受け、ぜん板、額縁、ガラリ等の付帶品	必要に応じて取り付けられること。			
材料	アルミニウム合金押出形材	JIS H 4100			
	アルミニウム板	材質	JIS H 4000		
		厚さ	枠・かまち等に用いる場合は、1.5 mm以上		
	ステンレス鋼板	材質	JIS G 4305によるSUS304、SUS430J1LまたはSUS443J1		
		厚さ	くつずりに使用する場合の厚さは1.5 mm以上		
		表面仕上げ	くつずりは、HL		
	補強材、力骨、アンカー等	鋼製（亜鉛めっき等の接触腐食の防止措置を講じたもの）またはアルミニウム合金			
	気密材、戸車、振れ止め、戸当たりの類	耐久性を有し、使用箇所に適したもの			
小ねじ等		ステンレス製			
形状・仕上げ	製品の寸法許容差・相対する辺寸法の差	対象部位	寸法	許容差 (mm)	
		幅・高さ	2,000未満	± 1.5	
			2,000以上 3,500未満	± 2.0	
			3,500以上	± 2.5	
		枠見込	120未満	± 1.0	
			120以上 150未満	± 1.5	
			150以上 200未満	± 2.0	
			200以上	± 2.5	
		対象部位	寸法	相対する辺寸法の差 (mm)	
		幅・高さの相対する辺寸法の差	2,000未満	2以下	
			2,000以上 3,500未満	3以下	
			3,500以上	4以下	
ガラスのはめ込みの構造		引違いおよび片引きの障子は、グレイジングチャンネルが使用できる構造とする。			
網戸の取付け		外部に面する引違い窓および片引き窓は、容易に取り付けられる構造とする。			
ガラス溝の寸法、形状等		[申請者の規定による。]			
アルミニウムの表面処理 (無着色または着色陽極酸化塗装複合皮膜)		JIS H 8602による種類B			

項目		品質・性能		備考
形状・仕上げ	外部に面する建具の水抜き孔	網入り板ガラス、線入り板ガラス、合わせガラス及び複層ガラスを受ける下端ガラス溝には、径6mm以上の水抜き孔を2か所以上設ける。また、セッティングブロックによるせき止めがある場合には、セッティングブロックの中間に1か所追加する。		
加工・組立	枠、くつぎり、水切り板等のアンカー	建具に適したものとし、両端から逃げた位置から、間隔500mm以下であること。		
	雨水浸入のおそれのある接合部の処置	その箇所に適したシーリング材または止水材を用いて止水処理を行うこと。		
	枠および戸に付属品を取付けるための補強	必要に応じて、施されていること。		
	複層ガラスを使用する場合の枠見込	形式が引違い・片引き・上げ下げ窓で、ガラスを複層ガラスとする場合は、枠の見込寸法を100mmとすること。		
	枠及び戸部材の接合部の処理	強固で、見え掛り箇所（ねじを含む。）は平滑であること。		
	補強材を用いる場合の接触腐食に対する処置	施されていること。		
	組立ての注意点	形状寸法、取合い等を正確に行い、特に雨仕舞い及び開閉具合に注意すること。		
性能	耐風圧性	耐風圧性による等級	S-5	
		最高圧力	2400Pa	
		1. 加圧中に、戸のはずれおよび破壊が生じないこと。 2. 除圧後は、開閉に異常がなく、使用上の支障が生じないこと。 3. 変位またはたわみ率は、以下による。		
		部位	変位またはたわみ率	
		召合せかまち、突合せかまち及び召合せ中骨と各部材に平行する方向の内り寸法の変位	1/70以下	
		枠、無目、方立など、戸の周辺に接する部材とかまちとの相対変位	15mm以下	
		無目、方立がある場合のたわみ率	1/100以下	
		中棟及び中骨	1/150以下	
		召合せかまち 突合せかまち	中棟あり 中棟なし	1/85以下 1/100以下
		召合せ中骨 枠付け中骨	中棟あり 中棟なし	1/85以下 1/100以下
気密性	気密性	気密性の等級	A-3	
		気密等級線	A-3等級線	
		通気量がJIS A 4706の図-1に規定する気密等級線以下であること。		

項目		品質・性能		備考	
性能 (続き)	水密性	水密性の等級 サッシ前後の圧力差	W-4 350Pa	加圧中にJIS A 1517に規定する枠外への流れ出し、しぶき、吹き出し、あふれ出しの状況が発生しないこと。	
	開閉力	戸が円滑に開く及び閉じること。			
	開閉繰返し	開閉に異常がなく、使用上支障が生じないこと。			
	戸先かまち強さ (スライディングの場合に適用)	面内方向 のたわみ	1mm以下	戸先かまち強さ (スライディングの場合に適用)	
		面外方向 のたわみ	3mm以下		
	遮音性 [付帯性能]	[申請者の規定による。]			
	断熱性 [付帯性能]	[申請者の規定による。]			
試験方法	1. 耐風圧性試験は、JIS A 4706の「9.4 耐風圧性試験」またはJIS A 4702の「9.7 耐風圧性試験」による。 2. 気密性試験は、JIS A 4706の「9.5 気密性試験」またはJIS A 4702の「9.8 気密性試験」による。 3. 水密性試験は、JIS A 4706の「9.6 水密性試験」またはJIS A 4702の「9.9 水密性試験」による。 4. 開閉力試験は、JIS A 4706の「9.2 開閉力試験」またはJIS A 4702の「9.4 開閉力試験」による。なお、載荷荷重は50Nとする。 5. 開閉繰返し試験は、JIS A 4706の「9.3 開閉繰返し試験」またはJIS A 4702の「9.5 開閉繰返し試験」による。なお、開閉回数は、一般の窓の場合は1万回以上、掃出し窓の場合は3万回以上とする。 6. 戸先かまち強さ試験は、JIS A 1522 JIS A 4706の「9.7 戸先かまち強さ試験」による。なお、載荷荷重は50Nとする。 7. 遮音性試験は、JIS A 4706の「9.8 遮音性試験」またはJIS A 4702の「9.10 遮音性試験」による。 8. 断熱性試験は、JIS A 4706の「9.9 断熱性試験」またはJIS A 4702の「9.11 断熱性試験」による。 なお、断熱性能を計算による場合は、JIS Q 1000およびJIS Q 17050-1による自己適合宣言書を提出する。 9. 試験体は「引違い」とし、寸法はW 1800mm × H 1700mm程度とする。ただし、申請品に「引違い」がない場合は、シリーズを代表する建具とする。 10. 開閉繰返し試験の試験体は、A種、B種、C種それぞれの製品シリーズのうち、耐風圧性が一番低い申請品とする。 また、引違い戸の試験対象障子は、内障子とする。 11. 形材の形状により別途試験が必要と判断されるときは、当協会と協議する。				